

## 奈半利町地域おこし協力隊募集要項 (課題解決型ミッション：ナス農家として独立就農を目指す)

### ●募集について

高知県奈半利町は、県南東部の太平洋沿いに位置し、古くから交通の要衝として栄えてきた町です。

現在、令和2年国勢調査で、人口3,034名、面積28.36km<sup>2</sup>と、北東に米ヶ岡(野根山)、西に奈半利川、南に太平洋があり、海山川と三拍子そろった見渡す限りの大自然郷かつコンパクトな地域です。なはりの特産品は、いちじく、やまもも、すいか、金目鯛、塩干物等があり、また施設園芸も盛んでナスやピーマンの生産も高品質で安定した産品づくりに努めています。

そんな奈半利町ではありますが、喫緊における人口減に伴い、各分野での担い手不足が深刻化してきており、早急に空家バンク事業や地域おこし協力隊、各種移住や定住施策を積極的に展開しています。

また、地域課題の解決に向けた取り組みとして、平成28年から町が集落活動支援センターの活動の運営会社として、一般社団法人「なはりの郷」を立ち上げ、観光(海浜センター)・農業の担い手不足(不耕作地対策、新規就農者の研修施設)・特産品の加工から販売(物産館)まで、地域課題の解消に向けた事業を展開しています。

このような高知県奈半利町で、ナス農家として独立就農を目指して、奈半利町に移住しませんか？

### ●雇用関係 一般社団法人「なはりの郷」(地域おこし協力隊)で雇用

### ●業務概要

一般社団法人「なはりの郷」が経営するハウスでナス栽培の研修をします。

着任当初は、なはりの郷事務局や奈半利町地方創生課と連携しながら、一般社団法人「なはりの郷」のハウス運営に携わって頂きます。

- (1) 雇用場所：一般社団法人「なはりの郷」(ハウス)
- (2) 勤務場所：高知県安芸郡奈半利町乙
- (3) 勤務内容：自社ハウスでナスの栽培から出荷までを研修します。**※新規就農の準備**
- (4) スケジュール

①ナスの栽培技術を高知県担い手育成センターや地元の指導農業士から1年程度研修を受け、必要な技術を習得します。

②2年目から3年目にかけて、農業専門技術者からマンツーマン指導を受けながら、なはりの郷のハウス(研修ハウス16a)で実践研修を行います。

(ハウスの収益の20%を翌年度に賞与として支給します。)

※高知県農業協同組合、安芸農業振興センター、指導農業士、農業専門技術者のサポート体制があります。

③地域おこし協力隊の任期満了以後に、新規就農者として、奈半利町のレンタルハウスで、新規就農を開始することができます。(要件が合えば、地域おこし協力隊起業支援補助金、移住者起業支援補助金、経営開始資金等が活用できます。)

④新規就農後6年目に、自営ハウスを建てることを目指します。

(建設の際は、なはりの郷から建設支援金を給付します。)

※ハウスの建設は、有利な補助制度と融資を活用しますが、自己資金や新規就農後の成績(出荷量)が審査の対象となります。

## ●勤務時間

原則、変形労働制となります。(年間 1,800 時間程度)と同等の勤務時間とする。

※ナス栽培は、土日祝日にも収穫から管理などの作業が必要となり、閑散期の 7 月に長期休暇で勤務時間を調整します。

基本、一般社団法人なはりの郷が管理しているタイムカードで管理を行う。

## ●募集対象

- (1) 総務省地域おこし協力隊の地域要件に該当する方  
(3大都市圏の都市地域、政令指定都市等(過疎、山村、離島、半島等、に該当しない市町村)から転出し、任期中は奈半利町に移住及び住民票の異動ができること)  
※該当するか不明の方は事前に気軽にお問い合わせください。
- (2) 普通自動車運転免許を取得している方(※着任までに取得予定の方も含む)
- (3) 心身ともに健康で誠実に取り組むことが出来る方
- (4) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (5) 農業経験者や農機具(トラクター、コンバイン等)の運転ができる方を優遇

## ●募集人数 若干名

## ●雇用形態・期間

- (1) 契約職員として一般社団法人なはりの郷が雇用する。
- (2) 雇用期間は、着任日から最長 3 年間とする。(1 年更新)
- (3) 協力隊として活動を開始する着任日は相談に応じる。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期期間中であっても任用を取り消すことが出来るものとする。
- (5) 任期中、地方公務員に準じて、以下の義務を負います。
  - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第 32 条)
  - ・信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
  - ・秘密を守る義務(同法第 34 条)
  - ・職務に専念する義務(同法第 35 条)
  - ・政治的行為の制限(同法第 36 条)
  - ・争議行為等の禁止(同法第 37 条)

兼業を行うことが出来るが、兼業を開始した又はしている場合は、速やかに委託主に報告をすること。

## ●給与・賃金等

- ・月額 200,245 円(昇給制度有り)
- ・賞与 有り

## ●待遇・福利厚生

【保険】健康保険、厚生年金、雇用保険に加入。

【住居】任期中(最長 3 年間)の住居は、なはりの郷から家賃補助をします。

※ただし、引越費用、家財道具、光熱水費は個人負担となります。

【車両】活動、業務用の車両は活動費からリース予定。

※日常生活の移動手段として、自家用車等が必要不可欠ですので、自家用車等の持込みをお勧めします。

【活動費】任期中(最長 3 年間)の活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。

【兼業】業務に支障がなければ、兼業を認めます。(届出が必要である。)

●申込受付期間 随時

●審査方法

1次選考：書類選考（文書等で通知）

↓

2次選考：面接（1次の合格者を対象に、なはりの郷にて面接試験を行います。）

↓

2次選考：面接に要する交通費及び宿泊費については個人負担となります。

選考結果の通知：文書等にて通知

↓

最終内定通知書と業務内容、同意書を送付

同意書提出により雇用契約締結

※雇用契約締結の時期等については、内定者と業務内容について協議し、同意書を提出の上、雇用契約を締結するものとする。

●提出書類

①応募用紙

②履歴書（市販のもので可。写真添付）

③地域おこし協力隊活動目標レポート（A4で書式自由）

課題「私が考える地域おこしと私の能力」

応募書類は、郵送又は直接持参も可。提出いただいた書類は返却しません。

※応募にあたり、質問がある場合にはお気軽にご連絡ください。

●提出先及び問い合わせ先

●雇用について

一般社団法人 なはりの郷 事務局長 中山

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1670-2

TEL：0887-30-1816

メール：naharinosato@mc.pikara.ne.jp

●移住相談窓口

奈半利町役場 地方創生課 移住担当（地域おこし協力隊）

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 1659-1

TEL：0887-38-7775 FAX：0887-38-7788

メール：chihouseusei@town.nahari.kochi.jp